

岩手県告示第16号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり上馬淵川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成29年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 上馬淵川漁業協同組合

(2) 住所 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

2 漁業権の免許番号 内共第17号

3 変更の内容

変更前	変更後																																												
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 第2条に定める遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の時は無料、中学生、身体不自由者又は高齢者（75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。</p> <p>1 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">魚種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊漁料</th></tr><tr><th>日券</th><th>年券</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>わかさぎ</td><td>[略]</td><td>500円</td><td></td></tr></tbody></table> <p>様式第1号 遊漁承認証</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>平成 年</td></tr><tr><td>わかさぎ釣り券</td></tr><tr><td>月 日</td></tr><tr><td>500円</td></tr><tr><td>当日限り有効</td></tr><tr><td>釣り時間</td></tr><tr><td>午前6時30分～午後3時まで</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料		日券	年券	[略]				わかさぎ	[略]	500円		平成 年	わかさぎ釣り券	月 日	500円	当日限り有効	釣り時間	午前6時30分～午後3時まで	[略]	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 第2条に定める遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の時は無料、中学生、身体不自由者又は高齢者（75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。</p> <p>1 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">魚種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊漁料</th></tr><tr><th>日券</th><th>年券</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>わかさぎ</td><td>[略]</td><td>600円</td><td></td></tr></tbody></table> <p>様式第1号 遊漁承認証</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>平成 年</td></tr><tr><td>わかさぎ釣り券</td></tr><tr><td>月 日</td></tr><tr><td>600円</td></tr><tr><td>当日限り有効</td></tr><tr><td>釣り時間</td></tr><tr><td>漁協が別に定める時間～午後3時まで</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料		日券	年券	[略]				わかさぎ	[略]	600円		平成 年	わかさぎ釣り券	月 日	600円	当日限り有効	釣り時間	漁協が別に定める時間～午後3時まで	[略]
魚種			漁具・漁法	遊漁料																																									
	日券	年券																																											
[略]																																													
わかさぎ	[略]	500円																																											
平成 年																																													
わかさぎ釣り券																																													
月 日																																													
500円																																													
当日限り有効																																													
釣り時間																																													
午前6時30分～午後3時まで																																													
[略]																																													
魚種	漁具・漁法	遊漁料																																											
		日券	年券																																										
[略]																																													
わかさぎ	[略]	600円																																											
平成 年																																													
わかさぎ釣り券																																													
月 日																																													
600円																																													
当日限り有効																																													
釣り時間																																													
漁協が別に定める時間～午後3時まで																																													
[略]																																													
<p>備考 変更部分は、下線の部分である。</p>																																													

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成29年1月10日